

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

3月から、一部の医療機関や薬局の窓口において、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。利用できる医療機関・薬局は今後、順次拡大される予定です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前の申し込みが必要です。

申し込みは、政府が運営するオンラインサービス、「マイナポータル」ですることができます。

マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みをしても、従来の健康保険証でもこれまでどおり受診可能です。

なお、医療保険者への加入・喪失などの届出は、これまでどおり必要です。

申込方法の詳細はこちらから



マイナポータル
二次元コード



マイナンバーについての問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）

[月～金] 午前9時30分～午後8時 [土・日・祝日] 午前9時30分～午後5時30分

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

小さな掛金、大きな補償

スポーツ安全保険

対象となる事故
団体・グループ活動中の事故 / 往復中の事故
保険期間
令和3年4月1日午前0時から
令和4年3月31日午後12時まで
補償内容
補償内容は、加入区分によって異なります。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

4名以上の団体・グループで
ご加入ください。

例
A1, C, A2区分の場合
死亡保険金：2,000万円
後遺障害保険金：3,000万円（最高額）
入院保険金：4,000円/1日
通院保険金：1,500円/1日（30日限度）

※事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が対象となります。
※上記に加え、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険も付帯されています。

加入区分・掛金

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	スポーツ活動	A1	800円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動	AW	1,450円
大人 (高校生以上)	上記団体活動に加え、個人活動も対象	C	1,850円
	スポーツ活動(指導・審判を含む) ※右記年齢の判断は、「令和3年4月1日」と「掛金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。 ※A2区分で対象となる活動も補償されます。	B 64歳以下 65歳以上	1,200円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	A2	800円
全年齢	危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000円

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

公益財団法人 スポーツ安全協会 徳島県支部 TEL 088-655-3660

電話受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

保険の詳細内容、資料の請求は、ホームページをご覧ください。
ご加入はインターネットからのお手続きが便利です。

スポーツ安全保険 検索



この広告はスポーツ安全保険の概要についてご紹介したものです。ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明の点がございましたら(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

(引受幹事保険会社)
東京海上日動火災保険株式会社
担当課 公務第2部 文教公務室 ☎ 0120-233-801
(平日9:00～17:00)

(共同引受保険会社(令和3年4月予定))
あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保
〒926-1219 石川 20-TC06924

吉野川市子ども家庭総合支援拠点を4月から設置します

心身共に健やかな子どもの成長を支援するため、子どもや保護者に寄り添う身近な相談の窓口として、4月から「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

妊娠・出産時より、子ども家庭支援員が、子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待などに関する相談まで、さまざまな問題にきめ細やかに対応し、継続的な支援を行います。

業務内容

- 子ども家庭支援全般に係わる業務
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- 要支援児童及び要保護児童並びに特定妊産婦への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等
- 関係機関との連絡調整
 - ・要保護児童対策調整機関
- その他の必要な支援
 - ・一時保護または措置解除後の児童が安定した生活を継続していくための支援 他



相談時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
※相談者や相談内容に関する秘密は守られます。



●問い合わせ 子育て支援課 子ども相談室 ☎22-2267 FAX22-2245

消費者ひろば

「消費者トラブルのきっかけはSNSの広告から」
スマートフォンでSNS(※)に掲示された広告を見て注文した商品に関するトラブルが多く発生しています。
SNSの広告は、自身の個人情報などが反映され、一部の人に対してのみ、または、短期間だけ表示される場合があります。このようなことから、トラブル発生後に再度広告を確認しようとしても、広告の表示が終わっていたり、広告から購入までの経過を再現することが難しく、トラブル解決の取り組みが困難となる場合があります。
商品注文する際は、返品や解約についての購入条件などをしっかり確認し、表示されている画面を保存したり、印刷しておくようにしましょう。
※SNS ソーシャル・ネットワークキング・サービスのことで自己のプロフィールを登録・公開し、ネット上において友人・知人などとながり、交流できるウェブ・サイト・サービスのこと。

市消費生活センター(総務課内) 問合わせ ☎3611840
消費者ホットライン FAX2222440 ☎188

「消費者ひろば」は、徳島県金融広報委員会の助成金を利用して作成しています。